

糸満市地域防災計画改訂等業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 2 月

糸満市

糸満市地域防災計画改訂等業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、糸満市地域防災計画改訂等業務委託を実施するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の内容

- (1) 業務名：糸満市地域防災計画改訂等業務委託
- (2) 委託上限金額：15,389 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 業務期間：契約締結日から令和 7 年 3 月 14 日
- (4) 業務内容：別紙「業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 糸満市の「令和 5,6 年度測量・コンサルタント等業務入札参加登録業者名簿」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請していない者であること等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び糸満市暴力団排除条例（平成 23 年糸満市条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団並びにそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 国又は地方公共団体が発注する沖縄県内の業務に関して競争入札参加有資格者指名停止又は除外の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 本事業を円滑に遂行することができる専門的知識及び運営体制が構築されていること。
- (9) 令和 5 年度以前の 5 か年間に次のいずれかの策定又は改訂業務の実績を有している者であること。
 - ①地域防災計画
 - ②業務継続計画
 - ③災害時受援計画
 - ④国土強靱化地域計画
- (10) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者は（1）～（9）の資格要件を満たすとともに、構成員は、（2）、（4）～（9）の資格要件を満たすこと。

なお、構成員として参加する場合は、同時に単独での参加はできない。

4 提案者向け説明会

本プロポーザルに関して提案者向け説明会は実施しない。

5 スケジュール

プロポーザルの日程は、以下のとおりとする。

項目		期日等
1	公募内容の公表（市ホームページ）	令和 6 年 2 月 26 日（月）
2	質問書の提出期限	令和 6 年 3 月 1 日（金）17 時まで
3	質問に対する回答	令和 6 年 3 月 4 日（月）までに回答
4	参加申込書の提出期限	令和 6 年 3 月 6 日（水）17 時必着
5	企画提案書等の提出期限	令和 6 年 3 月 19 日（火）必着
6	一次審査及び結果通知	令和 6 年 3 月 25 日（月）
7	二次審査（プレゼンテーション）	令和 6 年 3 月 28 日（木）
8	二次審査結果の通知	令和 6 年 4 月 1 日（月）
9	委託契約予定	令和 6 年 4 月上旬

6 配布資料

配布資料は次の資料とし、糸満市ホームページにて掲載する。

- （１）糸満市地域防災計画改訂等業務公募型プロポーザル実施要領
- （２）糸満市地域防災計画改訂等業務委託仕様書
- （３）各種様式（様式第 1 号～様式第 8 号）
- （４）現行資料（糸満市地域防災計画等）は、本市 HP より取得すること。

URL: <https://www.city.itoman.lg.jp/site/bousai-itoman/list34-32.html>

7 質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は、必ず質問書提出期限内に質問書（様式第 1 号）を提出すること。なお、電話や窓口訪問による口頭での対応は行わない。

- （１）提出期限 令和 6 年 3 月 1 日（金）
- （２）提出方法 秘書防災課あて電子メールにより提出すること。

E-mail: bousai@city.itoman.lg.jp

- （３）質問に対する回答

- ①回 答 令和 6 年 3 月 4 日（月）までに質問者へメールにて回答
- ②その他 市のHPにて全質問及び回答内容を公表

8 応募方法

- （１）参加申込み

企画提案を希望する場合は、参加申込書（様式第 2 号）を提出すること。

- ① 申込期間 令和 6 年 2 月 26 日（月）～令和 6 年 3 月 6 日（水）
- ②提出書類 様式第 2 号
- ③提出方法 持参又は郵送（電子メール可）

④提出場所 16 問い合わせ先参照

※参加申込書を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たさない。

(2) 企画提案

①提出期限 令和6年3月19日(火)

②提出書類 次に掲げる書式等により提案すること。

提出書類		様式等	提出部数
1	会社概要	様式第3号	8部
2	受託業務実績	様式第4号	8部
3	企画提案書	様式第5号	8部
4	見積書	様式第6号	8部
5	業務実施体制	様式第7号	8部
6	誓約書	様式第8号	1部
7	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	3か月以内に発行されたものの写し	1部
8	納税証明書	国税及び地方税(県税及び市町村税)の 未納のない証明書	1部

③提出方法 持参又は郵送

④提出場所 16 問い合わせ先参照

9 見積要件

今回の企画提案にあたっては、次のとおり15,389千円(消費税及び地方消費税を含む。)の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

10 審査概要

(1) 審査評価手法

事務局による一次審査(書類審査)で、提出者の中から評価点の高い4者を選定し、その後プロポーザル選定委員会による二次審査(書類及びプレゼンテーション)に基づき、受託事業者の順位を決定する。

また、業者決定までの間に指名停止となる等、参加資格要件を満たさないと判断される者については失格とし、その場合は失格者を除いた中から最高得点者を受託候補者として選定する。ただし、委員の点数の総合計が全体の6割に満たない場合については、選定外とする。

加えて、応募が1者のみであった場合においても審査は継続し、受託事業者として選定するかを総合的に判断する。

なお、審査委員会による審査は非公開とし、審査経過、審査に対する問合せには応じない。

(2) 一次審査（書類審査）

- ①審査期間 令和6年3月20日～25日
- ②結果通知 令和6年3月25日発送

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

- ①日時 令和6年3月28日（木）
※時間については、別途メールにて連絡する。
- ②会場 糸満市役所 3-b 会議室
- ③1 事業者あたり、プレゼンテーションの時間を25分（説明15分、質疑10分）以内とする。
- ④1 事業者につき、最大3名までの入室を認める。
- ⑤プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみで行うこととする。なお、追加資料については、認めない。

(4) 評価基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

評価項目	着眼点・視点
業務内容の理解度	○上位法の改正や大規模災害から得られた教訓など、地域防災に係る最新の情報を把握しているか。 ○業務を円滑かつ効率的に行うための必要な知識や実績を有しているか。
現状分析・課題把握	○国、沖縄県、他市など関係機関の地域防災計画に関する動向を把握しているか。 ○糸満市の現状や課題を踏まえているか。
推進体制・進行管理	○推進体制及び進行管理が簡潔で誰でも理解しやすく示されているか。 ○業務内容と業務量を踏まえた業務フロー及びスケジュールは、妥当性が高いものとなっているか。
提案内容の独自性	○先進事例や業務実績を踏まえ、本市にとって有効な独自提案となっているか。 ○計画改訂後においても、継続的に実効性のある計画となるよう具体的な提案が示されているか。
市民等の意見反映	○防災会議等において、意見を十分に反映することができる提案となっているか。 ○パブリックコメントについて、幅広く意見等を収集できる効果的な手法が示されているか。
プレゼンテーション	○提案書の内容を十分に理解し、質問に対する的確な回答をしているか。
見積金額	○業務目的、内容に即した経費が明確かつ適切に計上されているか。

1 1 審査結果の通知

審査結果については、受託候補者を決定した後、令和 6 年 4 月 1 日（月）に各提案事業者に対してメールにて回答する。

1 2 受託事業者の決定及び契約

受託候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

1 3 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- （１）提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- （２）１つの事業者が複数提案したとき。
- （３）書類等に虚偽の記載をしたとき。
- （４）所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- （５）その他、選定委員会において不適当と認められた場合。

1 4 注意事項

- （１）本公募型プロポーザルは、予算の成立を前提に準備行為として行うものであり、選定の結果を予算の成立をもって効力を有する。
- （２）受託者は、業務の全部又は大部分の処理を第三者に再委託することはできない。

1 5 その他

- （１）本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- （２）提出されたすべての書類の所有権は本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- （３）提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。市が提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。
- （４）受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については、公表しない。
- （５）契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、糸満市契約規則第 38 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

1 6 問い合わせ先

〒901-0392

糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地 糸満市役所 3 階

企画部 秘書防災課防災係（担当 玉城）

TEL：098-840-8245 FAX:098-840-8112

Email:bousai@city.itoman.lg.jp

受付時間 平日の 9 時から 12 時、13 時から 17 時まで（土日祝日を除く）